新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 41 号
平成24年５月29日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

訓　　令
12　新潟県現場事務所等設置規程の一部改正（人事課）
告　　示
735　証紙代金収納計器取扱者の名称変更（税務課）
736　土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
737　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
738　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
739　建設業法による許可の取消し（監理課）
740　基本測量の実施通知（監理課）
741　公共測量の終了通知（監理課）
742　公共測量の終了通知（監理課）
743　道路の区域変更（道路管理課）
744　道路の供用開始（道路管理課）
745　新潟県収入証紙の売りさばき人の名称変更（出納局管理課）
公　　告
一般競争入札の実施（総務事務センター）
大規模小売店舗の変更（商業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業振興課）
特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
選挙管理委員会告示
26　個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び異動報告（選挙管理委員会）

訓　　令

◎新潟県訓令第12号

本　　庁
地　域　機　関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年４月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成24年６月１日から実施する。

平成24年５月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　正　後	改　正　前
新潟県行政組織規則第５条の２の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名　称　位　置 （略） 土木部技術管理課佐渡駐在所　（略） 土木部都市局営繕課魚沼基幹病院建設現場事務所　南魚沼市浦佐4008番地 （略） (2)　（略）	新潟県行政組織規則第５条の２の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名　称　位　置 （略） 土木部技術管理課佐渡駐在所　（略） （略） (2)　（略）

告　示

◎新潟県告示第735号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第56条の３第１項の規定により指定した証紙代金収納計器取扱者の名称を次のとおり変更した。

平成24年５月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

変　更　前	変　更　後	変更年月日
財団法人新潟県自動車標板協会	一般財団法人新潟県自動車標板協会	平成24年４月１日

◎新潟県告示第736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の福島江刈谷田川大堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年５月29日

新潟県長岡地域振興局長

１　就　任

理事　長岡市下々条町2863番地　松川　武司（理事長）
〃　〃　高見町2061番地１　伊丹　嘉昭
〃　〃　黒津町1489番地　韮澤　了
〃　〃　亀貝町1835番地　安井　和雄

〃　〃　富島町265番地　渡辺　勉
〃　〃　小曽根町1330番地　野村　利夫
〃　〃　福島町2431番地　遠藤　實
〃　〃　福島町1360番地　星野　富雄
〃　〃　大口1113番地　鈴木　正
〃　見附市葛巻町139番地　坂井　静明
〃　〃　下鳥町甲35番地　櫻井　政志
〃　三条市大面484番地　石崎　由起夫
〃　〃　中島乙90番地　高橋　剛
監事　長岡市下々条３丁目1310番地　磨田　正勝
〃　〃　川辺町319番地　吉川　一彦
〃　見附市下関町丙1885番地　石田　新一郎
〃　三条市帯織1197番地　倉重　幸市
就任年月日　平成24年５月12日

２　退　任

理事　長岡市下々条町2863番地　松川　武司（理事長）
〃　〃　亀貝町1835番地　安井　和雄
〃　〃　富島町265番地　渡辺　勉
〃　〃　新保５丁目11番５号　野口　安夫
〃　〃　福島町2431番地　遠藤　實
〃　〃　新組町5352番地　安藤　秀爾
〃　〃　黒津町1489番地　韮澤　了
〃　〃　高見町2061番地１　伊丹　嘉昭
〃　見附市片桐町279番地　名古屋　保男
〃　〃　葛巻町139番地　坂井　静明
〃　長岡市大口1113番地　鈴木　正
〃　三条市大面484番地　石崎　由起夫
〃　〃　中島乙90番地　高橋　剛
監事　長岡市下々条３丁目1310番地　磨田　正勝
〃　〃　川辺町319番地　吉川　一彦
〃　見附市坂井町3779番地　武田　哲之
〃　三条市新堀1225番地　諸橋　保
退任年月日　平成24年５月11日

◎新潟県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を平成24年５月18日認可した。

平成24年５月29日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を平成24年５月21日認可した。

平成24年５月29日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第739号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成24年５月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　処分をした年月日　平成24年５月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社　上村土建　取締役　上村　直樹
３　主たる営業所の所在地　新潟県十日町市下平新田582
４　許可番号　新潟県知事許可（般－23）第18299号
５　処分の内容　土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　有限会社　上村土建は、同社の取締役が、刑法（明治40年法律第45号）第208条の罪により、平成20年１月９日に十日町簡易裁判所から、罰金10万円の略式命令を受け、その刑が確定していたにもかかわらず、平成23年６月20日付けの建設業許可申請書に、建設業法第８条各号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、不正の手段により同年９月１日に建設業の許可を受けた。このことが、建設業法第29条第１項第５号に該当すると認められる。

◎新潟県告示第740号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年５月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
２　作業期間　平成24年５月25日から平成25年３月29日まで
３　作業地域　新潟県内全域

◎新潟県告示第741号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第２項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年５月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（両津地区公共下水道１／500平面図作成）
２　作業期間　平成23年12月６日から平成24年３月29日まで
３　作業地域　佐渡市長江地内　他

◎新潟県告示第742号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第２項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年５月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（金井地区公共下水道１／500平面図作成）
２　作業期間　平成23年12月６日から平成24年３月29日まで
３　作業地域　佐渡市水渡田地内　他

◎新潟県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年５月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　米沢今泉線
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長

魚沼市今泉字島田 1295 番１から 同市今泉字島田1304番１まで	新	7.6～12.4メートル	53.4メートル
	旧	7.4～8.1メートル	52.9メートル

◎新潟県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年５月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　米沢今泉線

２　供用開始の区間

魚沼市今泉字島田1295番１から同市今泉字島田1304番１まで

３　供用開始の期日　平成24年５月29日

◎新潟県告示第745号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第５条第２項の規定により指定した新潟県収入証紙の売りさばき人の名称を次のとおり変更した。

平成24年５月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

変　更　前	変　更　後	変　更　年　月　日
財団法人新潟県自動車標板協会	一般財団法人新潟県自動車標板協会	平成24年４月１日

公　告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の借上げについて次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年５月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成24年９月１日から平成29年８月31日

(4) 納入期限

平成24年８月31日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

２　入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア　交付期間

平成24年５月29日（火）から平成24年６月29日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第５号）第１条第１項各号に規定する日を除く。)の各日の午前９時から午後５時15分まで。

イ　交付場所

新潟県新潟市中央区新光町７番地２　商工会館

新潟県総務管理部総務事務センター

(2) 問い合わせ等

入札説明書による。

３　入札執行の日時及び場所

(1) 日時　平成24年７月10日（火）　午前10時

(2) 場所　新潟県新潟市中央区新光町４番地１　新潟県庁入札室

４　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア　平成24年５月29日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

イ　平成24年５月29日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項の規定による更正手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定に基づく更正手続開始の申立をされた者

(3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) ５に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) ３(1)に定める入札執行日前１年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(7) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書（平成24年５月29日以降に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

５　本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

ア　提出期間　平成24年５月29日（火）から平成24年６月29日（金）（新潟県の休日を定める条例第１条第１項各号の日を除く。)の午前９時から午後５時15分まで。

イ　提出場所　新潟県新潟市中央区新光町７番地２　商工会館

新潟県総務管理部総務事務センター

ウ　提出方法　持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ　提出書類　入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。

審査結果については、平成24年７月５日（木）午前10時以降に２(2)ウへ問い合わせること。

６　入札手続等

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア　本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、

委任状を持参すること。

イ　本人が作成した一の入札書を封書の上、５(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に１(1)の調達案件の名称及び３(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって３(1)に定める日の前日の午後５時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア　使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨 とする。

イ　落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（１に掲げる新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の１か月当たりの賃貸借料をいう。)に105分の100を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)以下同じ。)に100分の５に相当する金額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7　無効入札

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第１項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の５に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の５に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額（１に掲げる新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の１か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9　契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

10　契約書及び契約条項

別添「新潟県総務事務システム用サーバ機器等賃貸借契約書（案)」のとおりとする。

11　その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア　競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ　提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) その他

ア　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ　本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
ウ　その他詳細は入札説明書による。
エ　この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

12　Summary
(1)　Nature and quantity of the products and services to be hired:
Network System Server, Software and other equipment ［１］ set
(2)　Time and place of bidding:
10：00 a.m. 10, July , 2012
Niigata Prefectural Office Building Bidding Room
４－１ Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City,
Niigata, JAPAN
(3)　For more information, contact:
General Affairs Administration Center
Department of General Affairs and Management
Niigata Prefectural Government
７－２ Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN
〒950－0965

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年５月29日
新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　六日町ショッピングパーク
所在地　南魚沼市余川字坂ノ上3090番外
設置者　イオンリテール株式会社ほか４社

２　変更した事項
(1) 建物設置者
（変更前）イオンリテール株式会社ほか５社
（変更後）イオンリテール株式会社ほか４社
(2) 建物設置者の住所
・株式会社北越ケーズ
（変更前）新潟市東区河渡庚135番地１
（変更後）新潟市中央区女池八丁目16番17号
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
（変更前）イオン株式会社ほか24社
（変更後）イオンリテール株式会社ほか22社

３　変更年月日
(1) 平成24年２月21日
(2) 平成23年３月８日
(3) 平成24年２月21日

４　変更の理由
(1) 退店のため。
(2) 本社移転のため。
(3) 小売業者の会社分割、退店及び出店のため。

５　届出年月日

平成24年５月21日

６　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

平成24年５月29日から平成24年９月29日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメール　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年５月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　イオンモール新発田

所在地　新発田市住吉町５丁目11番５号

設置者　イオンリテール株式会社

２　変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

・イオンリテール株式会社（食品以外）及びイオンリテール株式会社以外

（変更前）午前９時

（変更後）午前７時

３　変更を予定する年月日

平成24年６月１日

４　変更の理由

営業計画変更のため。

５　届出年月日

平成24年５月17日

６　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、新発田市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

平成24年５月29日から平成24年９月29日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメール　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年５月29日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量

ＩＣカード化運転免許証作成材料（品目及び契約期間中の使用見込数量は次のとおり）

①運転免許証用カード（優良運転者用）339箱　②運転免許証用カード（一般運転者用）248箱　③運転免許

証用カード（新規取得者用）61箱　④インクリボンカセット389本　⑤ラミネートカセット487本

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法
購入等

４　契約方式
一般競争入札

５　落札決定日
平成24年３月27日

６　落札者の氏名及び住所
富士フイルムイメージングシステムズ株式会社
東京都品川区西五反田３丁目６番30号

７　落札価格
247,343,800円（使用見込数量の総額による）

８　契約価格
単価契約（１箱(本)単価）　①319,662円　②319,662円　③319,662円　④62,790円　⑤57,792円

９　入札公告日
平成24年２月14日

10　落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第１項第３号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成24年５月29日

新潟県選挙管理委員会
委員長　嵐　嘉　明

１　指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
新発田市中井体育館	新発田市小舟町２丁目３番31号	体育館	541.40	平成24年４月１日
新発田市五十公野公園屋内体育施設サン・ビレッジしばた	新発田市五十公野字道島6080番地	アリーナ	1,395.00	
		小アリーナ	171.00	
		ミーティングルーム	37.00	
松浦農村環境改善センター	新発田市法正橋676番地	多目的ホール	299.00	
		会議室	69.42	
五十公野コミュニティセンター	新発田市五十公野4930番地１	多目的ホール	233.07	
		研修室（和室）	57.60	
佐々木コミュニティセンター	新発田市則清956番地１	多目的ホール	291.10	
		研修室（大）・（小）	49.80	
		会議室（大）・（小）	76.60	
加治川コミュニティセンター	新発田市下小中山1107番地	研修室１・２	106.50	
		多目的ホール	159.80	
		体育館	1,292.00	

新発田勤労者総合福祉センター	新発田市五十公野字潟尻 4475 番地３	多目的ホール	234.00	
		教養文化室１・２	100.91	
		視聴覚室	58.80	
		特別会議室	44.88	
新発田市地域交流センター	新発田市中央町３丁目 13 番３号	多目的ホール	107.00	
		会議室	92.00	
		大ホール	274.00	
		屋内広場	280.00	

２　指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容異動年月日
新発田市青少年健全育成センター	新発田市緑町２丁目６番 36 号	遊戯室	180.00	平成 24 年４月１日
		集会室	91.00	
		会議室１・２・３	105.20	
新発田市カルチャーセンター	新発田市本町４丁目 16 番 83 号	柔道場	346.00	
		剣道場	346.00	
		アリーナ	1,686.00	
		会議室（ミーティングルーム１・２・３）	109.00	
		視聴覚室・展示室	145.00	
新発田市生涯学習センター	新発田市中央町５丁目８番 47 号	講堂	363.40	
		多目的ホール	189.00	
		第１研修室	77.70	
新発田市豊浦体育センター	新発田市乙次26番地１	体育センター	954.83	
新発田市隣保館	新発田市住吉町２丁目３番 28 号	研修室・会議室	99.30	
		教養娯楽室Ⅰ・Ⅱ	49.60	
住吉コミュニティセンター	新発田市住吉町５丁目４番 25 号	多目的ホール	135.00	
		会議室(1)・(2)	90.50	
		研修室	55.10	
御幸町ふれあいコミュニティセンター	新発田市御幸町３丁目 11 番９号	軽運動場	154.80	
		集会室１・２	72.57	
豊町ふれあいコミュニティセンター	新発田市豊町４丁目８番 29 号	多目的ホール	99.00	
		会議室（大）	49.68	
猿橋コミュニティセンター	新発田市住吉町１丁目７番 17 号	多目的ホール	120.00	
		研修室３Ａ・３Ｂ	123.75	
		会議室Ａ・Ｂ	116.25	
菅谷コミュニティセンター	新発田市菅谷3350番地	多目的ホール	486.00	
		研修室Ａ・Ｂ	144.67	